

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 37 号	
件 名	新潟市男女共同参画推進条例の改正に関することについて	
要 旨	<p>男女共同参画社会基本法は平成 11 年 6 月に制定され、同年末までに 2 回改正されました。翌年 12 月に男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画の施策が本格的に推進されることになりました。</p> <p>この基本法の定めるところにより、地方公共団体は続々と男女共同参画推進のための条例を制定しました。新潟市も 2005 年に男女共同参画推進条例を制定しました。</p> <p>しかし、国の基本法には「ジェンダーフリー」という思想が巧妙に隠されていると次第に問題になり始めます。国の基本計画ではこの思想がさらに表に引き出され、偏向した男女共同参画の施策が行われることになりました。その施策が進み、ジェンダーフリー思想が社会に周知されるに及び、ようやく男女共同参画の正体に人々が気づき、各地で多くの批判が沸き上がってきました。</p> <p>その批判を受け、政府は「男女共同参画はジェンダーフリー思想の普及を目的とするものではない」という趣旨の弁明を行うとともに、平成 17 年 12 月には第 2 次基本計画を作成し、ジェンダーフリー色を除去した男女共同参画推進の基本方針を示しました。</p> <p>このように私たちを取り巻く社会の情勢は、新潟市が男女共同参画推進条例を制定したころとは大きく変わっています。したがって、新潟市が政府の第 2 次基本計画や小児医学、脳科学等の最近の学問水準に基づき、現行の条例を改正されるよう陳情いたします。</p> <p>(裏面につづく)</p>	
付 託 年月日 委員会	平成22年 2 月25日	第 1 項 ~ 第 4 項 } 市民厚生常任委員会
受 理	平成22年 2 月19日	第 6 2 8 号

記

- 1 条例の附則は、「性別による固定的な役割分担意識」「性別に関わりなく」など、男女の特性や家庭内における適切な役割分担を否定するおそれのある文言があるので、その全文を削除すること。
- 2 第3条(2)の「性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、」の部分は、男女の特性や家庭内における適切な役割分担を否定するおそれのある文言なので、削除すること。
- 3 第3条(3)と(4)にある「性別にかかわらず」という言葉は、いわゆる「ジェンダーフリー」用語であるので、「互いの特性を尊重し」という文言にかえること。
- 4 第3条(5)の「自らの決定が尊重され」という言葉は、中絶容認と受け取られるおそれがあるので、削除すること。